古今和歌集本註

雅體
大歌

八

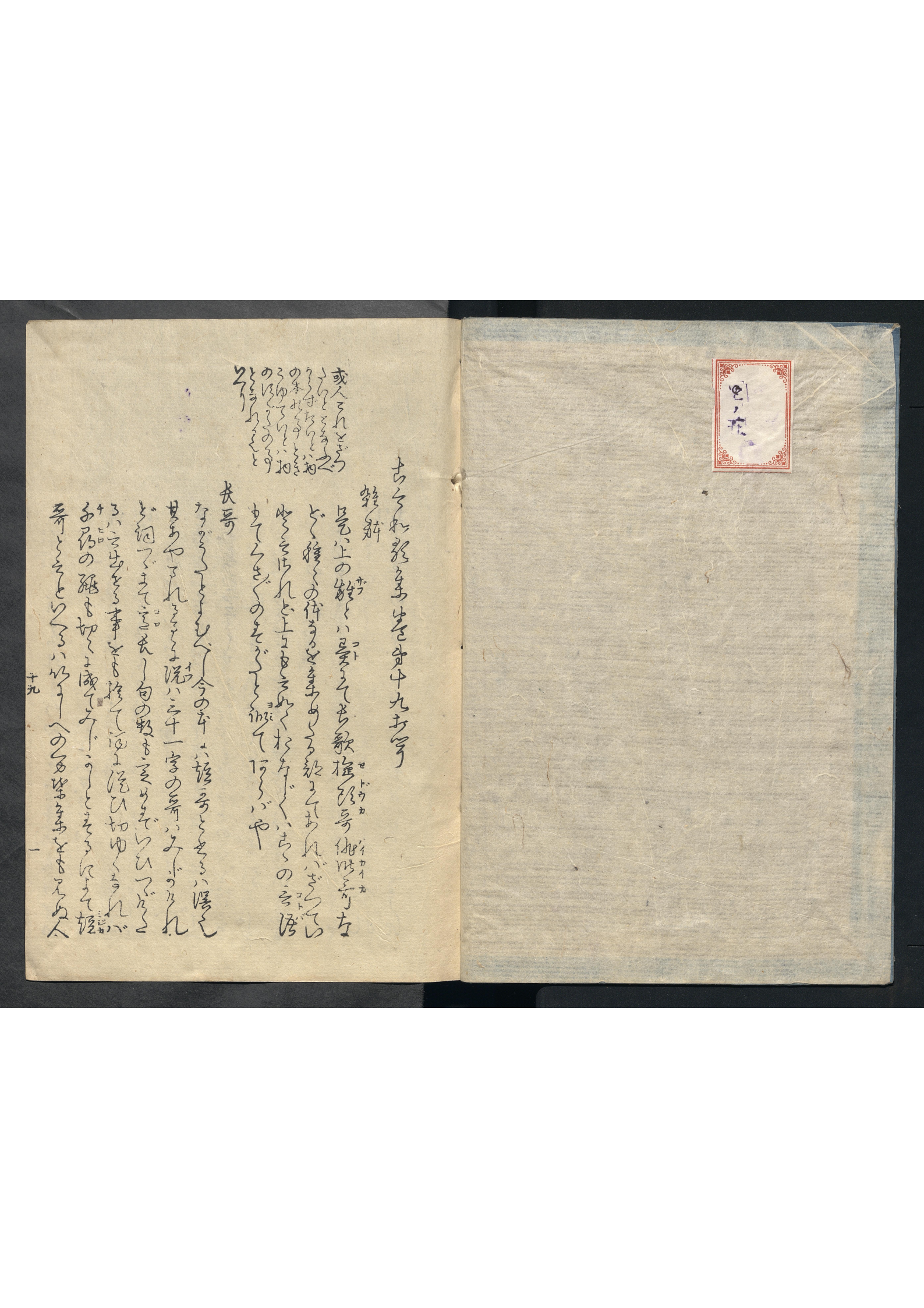

或人これをざつ
ていとこゝろ
うらずたりとハ相
の本れるすとき
こゆていとハ相
のほくこのるす
とまれるくと
いひり

古今和歌集卷第十九本字

雜躰

是ハ上の雜(サブ)とハ異(コト)にて長歌揺頭(セドウカ)哥俳諧(ハイカイカ)な
どゝ雜くの体なるを集めたる故にておれバざつてい
ゆゑ云はれど上にもこれくおなじくハ古くの言語(コトバ)
もてくさぐのそがたと似(ヨミ)てなるバや

長哥

ながうたとよむべし今の本ハ短哥とせるハ深く
其あやまれるなるに況(イロ)ハ二十一字の哥ハみぶかれ
ど詞つゞまて定(コロ)長し句の数も定めずていひつゞけ
るハ云出をる事をも捨て何に況ひ切ゆくなれバ
手(チヒロ)の雅も切くに成てみじかしとそるによて短(ミジカ)
哥とそといへるハ仮ましへの名柴集をもてぬ人

まてこゝ長なるをいふ

たけてをさしかゝぞ平切もなきものごとしと
なり我くし右衛門ハ和の字なれバ秋の来る方といへ
里御垣とハ大内の郭のことみをいへりそれを
を御垣ともいへり
まゝれかとゝのうちにてハ山風のうぜもぞきうげりを。
大内をとゝれこゝねみとゝのくともそハ文選に君門
多九重（タキウテウ）其源に至門有九重とてあくし御所にて
交門はべて十二門ありこれを雑城といひて外廓（トカルワ）も
其うちに天皇のまします外の御門を交城門といふ
九右の衛門ちれり其内を中の重といふ左右の兵
衛門ちれり其うちを閤（カウ）門といひてそれより内にハ
御門なし然ハ九重とてハたゞかゝぶよりていふ。
そうか雑城門などより交城門の事に城門とて多くか

右門あり是をまゝべていたゞ九重もありしや
山風ハ山うぜしそれをひとつの名として後にハ
ひとつの風ともいへり然を衛の最出の時ハ大内
に在て山風の音も聞ぎりしをとゝくし
しゝゆて野山しゝかれ是ハ其ハうほこゝまゝなびの
是で夜をうけをみなれくし。城ハ時雨に被城
こうしゝ。冬ハ霜にてぞせめしゝ。こゝ新まゝれしき。
事なるべしに。一本ヲ（なるゝも）はれるとしを。志るせれぞ。
つゝ落くれもつに。なりにけり。
衛門ハ外郭をちれバ坊に野山をしとゝて御
来そとゝまゝ下ハ白ハ是衛（チカツ・モリ）にもゝくて外衛（トノエ）のあ
こゝ由をそゝし霜にまれぞ是とハ霜に変り
てをるけるをそ引まて遠く行とそこゝあらに

挌頭考

古帖

大輔

たまけハ深のたにくがむすめしとりて
なげきて深山としたゝく成ぬれば清らぐ魚
のみぞまゐつゝ遊ける

いせ家によもすがら相思ふ時のつゝづゝ名ハかひなぶるさぞせられざりける

なぞまハ相思ふ時の嘆息なれば言しともつゝ
くなしぞ遊をおにまきて山のぬくなぞまの
高くなれば なげまとる山といへり清く枝を
俗に深く枝といふ相思ふ時のうちしられをも
山俗にハ枝つまて行衣にあらりの息やにしる
枝にしませていへりなげにをあらなして想
ことにけるいうまも俳ういなるべし山とし
のしハ助辭也

よ笑人しらぞ

なげきをぞさりのそ清みて見川の山れうひ
南くなりぬぞしや

見ハなぞまを清しても世くうひなく滅なんさる
しとしを本を想つきて山れ峡もなく来ぬべし
と清ぐらしも

人無頼さしとをおもにとまるひまてあふぞなれ
こうけぞしうりられ

あふぞ遊ぶしられ相を荷ふ楊をうつゝり
和名抄楊の和名何ふことをけれにハ字の音を
も言によむすとなれり 訓ハ詞にあらぐ

よひのまにいでゝ入めるこゝの月れられて相思ふ
て俗にもいふ語

三日此月ハ行られるまりけ遊てとそけてさりなく

あるひとりの神楽哥ふるき人のいでゝ
きつゆるたるかみそうつりたてたなびとゝ
新嘗会の宴は豊楽殿にて五節の舞あり
百なる官を給ふを始めて大嘗会の宴
に、常に給ふ也。此時官を給ふ事をいふ
そも此社の神事に宴は神酒をのみて官
をうるにはあらねど和名にそはいへるも
あるにこそ。

その年の冬十月朔日
日本紀にはつくにの美代
とつぐの年
辛巳日本紀にはつくにの美代
ふとあり

其の始ふるくにのみやこにあるとき
のことなり。
つくにのみやこは
摂津の国なにはの
ことなり。

其の始ふるくにのみやこにあるとき
のことなり。つくにのみやこは摂津の国なにはの

日本紀雄略天皇十四年正月身狭村主青等共呉国使将
呉所献手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等泊于
住吉津是月到呉客道通磯歯津路名呉坂是呉人
初来渡之処因以名之
秋七月壬申朔己丑天皇命有司曰昔我先帝
速成将軍欲定百済国令修呉好而聘使久絶
今宜求其旧跡以継断交冀達風化於遠邦
是以衣縫兄媛弟媛及漢織呉織等従
今来才伎而献之
秋九月甲申朔己丑天皇詔曰朕欲聞
神仙之術方知不死之道時有
神人名曰羽衣天人也
天皇即命羽衣天人曰朕聞
神仙之道

和名抄 杓音酌 訓和名 罠や和名 比左古

万葉にいはしへの
ゆるき 堤ハ
ゆるき 池の法に
和ハつさおひはり

和名ゆゑ井のしゝ所 里と注ゑ人し
くらはれば 和名 たひまたり
是ハ我ひとハ山家などに住人の所れあるなる
板井ハ人里をくて汲人稀なれば和名に埋
れたりとし井の所なれば採て杓(ヒシヤ)の所に用ゐ
しなるハいはしへハ杓もて汲りしし帖にハ我
宿にとまいづれにてもゆゑ 板井ハ板を立て
井とせるし清和ハいはしてもきよ和名をも
きみ和を法ぐめてしれとそしみくさハ高等
まて高に心なし所にハ和名のみくさ名ゆゑも
あれバ古くも和名とせんも強なし されど
和上乃浮等とだくりハつくたくしたぐ生河
しりに相しゆる等し人しのしハ賦辞のこ

見るめれうし
て照大御神を神代紀に大日霎貴(オホヒルメノムチ)とも稱(ニヲ)に
事ゆゑしりみ求子の所に行ふぐを我ハ志法か
天てるや見るめれ神をゑバしとゞめんなどよめり
されどは大御神の事をやさバ所にうつ所に見
たの所を採てうしつゝ和ゆゑつゝとよしめ
乃所とれしハあるりに無礼(ナメシ)うしさしめれ
みくしの所なるとしべきなし仍て此事を始に注
せし 能永四ハ米鮫女(コメヒルメ)のうしへるしといふれしを能
助ハ大嘗会にハ米を見る女とそ女のゆゑしぞとて
とうばりし能とも大なめ舎にハ抜猪(ヌキボ)をたゞめて
眷(ウス)づき女なるとも見て其時うしつゝ所もつれば米
鮫(ヒ)るにもうしつゝ所をしなるん又正義式の諸(ミタマ)

一月の大嘗祭に主基（スキ）の國侍中 伯紀（ユキ）ハ今日と
何り此度の事なるべしされど此注ども其
例のとゝぬる此末に今上のおほんべの事とも
注に云べし

美作やく米のさゝ山はらくるあらが名ハ立てじ
よろづ代までも

はいだられ呂宇も事ハはらくる策世の末までも
名ハ立てじと云て一二句ハ序もくあの
はら山を美作國久米郡にある山も性美系に
みるはらの山はらの底とある呂も注て注し
これハ水尾のおほんべの云波さかの国の事と有
三代實録に清和五皇貞觀元年十一月の大
嘗会の伯紀ハ三河主基ハ美作とゝえたり

みの尾のみこと
ハせいわらんまう

みのく國せきれ石ぢ川ゝ石までして其に注ハ
へんよろづ代までに

菊川の源の郡ぬるが此く策代までも見るつゝへ
まつらんとゝ云ひ實の菊川ハ美濃国の示彼の實ハ
まがるゝ川まで志かゝるべし注に此ハ元慶
のおほんべのみのく事とあり三代實録によ
に陽成天皇の元慶元年十一月大嘗祭伯紀ハ美
濃国席田郡主基ハ侍中國都宇郡より呂まで名
れば實の菊川ハ示彼郡のせき川なるべしむ石田郡に
もせきれ石ぢ川といふがあるもおほつゝなし

君らが代ハかぎりもあらじ なるがはるのまはで
のゝうぞ其よみ注ゝ注とも
呂ハ序に垂立ハよむともつまじ何ゝ海のてふ事を

さいだらにむ石田
のつゝぬき川に信
鶴の子とせをとる
てあらびあへるも
此事ハ此度のこハ
あらぬ

こゝ注に案家交
の料の屏風の
事 其演にあて
しるゝ時
多は月なり
ハあらるに此
なりこれもいせなるべし

廿

十三

続後拾遺於鎌
仁和の時時大嘗
会無紀の事いせの
国風俗ニ可
いせの海の清を
清ゝもてむ鎌の
手とせのあらを
見るまきりせん

もとしかくてこゝにひ掛をしも清ゝ仁和のおほんべのいせ
の国の事とき三代実録ニ光孝天皇元慶八年十一月無紀
ハ伊勢国貞(イニ)翰(ヘ)類ニ基ハ伊勢国和家郡とあるなり
り此も清ハ此勢ニ後撰ニいせの国にまゐりてゐり
まうで来て詳しめよ事ゝ命を書清のとよめり
何しかみのやかごこの山をしてあられバ可見てぞこゆる
まいぐりとせるを
続山を続ましてよめると可上つかり続ハ幕を立
てのとる掛なれバたてられバといへり清ニ是ハ今上の
おほんべのを江の事とあるその匹夫れ書めしみと
とハ寛平九年七月に即位し給へ事ハ大嘗祭も今
年十一月にて例し旦此ハ無紀の国ハを江を用う
る例なれバ其おほんべの風俗ニ可ぞ書つん然ども此

大ニ可清の時ニ可にも或ハ其よし志るく或ハよみ人の志
らまゝるもまべきをもてべてはしの詞もよみ人はるさば
たゞ此事の後なる可れこそれが前の事の可有家の
敏行の歌トと詞をも作者をも志るきるハ此事の時代
の可なれバしてこゝの可匹夫の時代の始の可とすしバ
詞もよみ人もまべきを上と同じくはしの詞なれバ凡其
時の可と思ひ合せるのこそ此清どもまべて後のしわざ
なれバ古くのおほんべのすハ事ハ古とも皆除くべし
又此可ぬしをそれ本に大友の黒主とあるも清のし
わさなるべし是によみ人をあげバ上の可ぞもし
よみ人あるべくそし志られぬハよみ人志らぬと
まべきをもてべて事げるに是のこ事べきにあら
ぞられよりて此歌の後の可れぬハよみ人

をもまぎ詞をもしづかへし物の言あづまの言
などのたぐひぞかりと知るべし

東歌

何つまことよむし見もうしひ故に来ねられし
東の国々の言どもしたて東言とせぬは万葉十四の
巻に東言とまして東の国々乃言をのせたり又廿の巻
の始にも東の国々の言を見らしたてハ四方の国々乃
言もまことにたぐ東言てふ名のまゝ事ある人あるハ日の
邪の作国にて東をたふとむ風かち色にて言時そ
東山東海をはしめとされバなるかとしへと西言
少角の言もありてこゝろせるに東歌ともいふへき
也ひとり東言のみあるからハせ言にあらざる
べし荷田の東麻呂の日作国ハ西よりひらたれバ

西の国々の言ハ京にかりに異なるぞひゞ…の
国々そおろく従服してまつりて人の心あらび
ふ也ハ言の国も異ばるなるをもて万葉集に
何づまと言とて以前に上にてるし今此集にそれぞ
まて異ばるなるほど東の国々の言なれバ
第えて志ふにならひて何づまと言とまし
物とえゆとしたるとわりとおぼゆ

こちの人うた

何ぶくるに雰立わたりあきぬともせれをバ
やらじまてしぞ其所なし

古ハ雰立て咽ぬる枕もわかぞ何れかしたてハ
枕の何きぬるも其ぶえゆるでとじ居ふんまくべ
なくて待し日風を思くバいるでとぶめばやと

その本に雰立
くもり 美をバ
やらしとあり
一本雰立わたり
白帖にせるをバ
やらじとあるをもちう

廿

十五

みたむしろひこうとて流うせ家本聖れこの下
清ゆハ雨よう出まり
ある人是ハ国のなれ結ち府ねの年の猶なとに出
る時よめるなんといへり宮に志るべし此て
此聖ハ本是おはくて下家の雨に増るを云倍人
乃中より出侍出笠とゆせといへり古今乃さ清
まておもしろし此聖ハ家媒郎の家媒れ何にたへし
上の意れ今に家本れ本あらの木萩家をおそ
みさもよみたり家ふうに思ひやらる
年ごみ川の御れハ今ご流いな舟れいなにハあら
ぬこの月だかり
此川に稲つくらる事れ多くよふを序にいひて
出てあふるを言とたにハあらそ此月だかりハ猶

続日本紀和銅二年十月割陸奥出最上置福二郡除出羽国

いましへハ後貢の姫稲いく万束ならどいひて稲をつかはまして稲ぬ出羽なるの貢物ハ国の出倉まのくをさめて来へハ奉しらしく

一説に上川まて舟の上りくまて人のかしらをふかさ万まて、いまうにハ云言にかけしこそかまうし

るせといひたるハさたるなれ事ハ最上
川そハ出羽国最上郡にあれどいましへハみちれ
く乃内なりしかバみちれく哥につくるにやされ
どたやくれ和銅にお相へつけていと云さしきすな
るをたゝにしも志ゝ事ハ昔よりしつひ物の方に
志ゝ云なれしそに載られ乃んりし稲母むし
後貢を稲まて猶めしかバ是を世国の出倉へ
落むる時多くれ舟につくて此川をのぼせしをいへ
り且此のぼれバ今ごるを一説ハ此川いとたやられ
バのぼる船の志がきくごるをいへるといへり万葉に
秋なれ山に云こ舟れ志りひくすもしといふそ
家をきらひてひけども人乃追さがあにたるを
よめり是に仍てこても川舟の追さがちにするぬ

昔は寛にけちさるべきものを言わて言ひて云

[illegible]十

[illegible]ぐらし　　[illegible]ゆき

又同人はこやぶひくらし是引の山にやうびたび

とす世なり

[illegible]下[illegible]上

松人は村木をとる山をうま山といひ言とる人を松

人と云家木とは大家を造る料の木と言ふしてハ

山より引おろすさまを云仍て山ひこのおびはいく

よびとゞろくは家木を引おろすさまをいひて

二の句にかゝるなり此言何のさはり有てはさんや

[illegible]

かゝりてもなすまさかゝる方にきてもゐんかゝハ[illegible]

此言ゆるされバこそ
やうくび[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のおとなりにしものを

をとうぐ[illegible]の木　左列の下

此言上の[illegible]の名[illegible]にすでにいへり

それ乃おもも

[illegible]令[illegible]の下興楽[illegible]やといへれ

バ[illegible]の奥楽なるもそれのおもと云名の

よしもしらるれどそいづれの[illegible]を云ても志る人なし

又和名抄に懐[illegible]一名懐芸和名それのおもとあれ

バ[illegible]しき人に[illegible]懐芸はいとくさよ

[illegible]の属にあらずといへり彼[illegible]の四つハ

大びる小[illegible]の[illegible]を此一[illegible]を

かへんる[illegible]

[illegible]ひのくさを[illegible]

[illegible]

俗尼令の美和にハ五章を一曰方蒜（ホヒル）二曰茖葱（コビル）三曰蕪（ネ）
葱（ビル）同曰蘂葱（ヨリツキ）又曰興渠（ヤレノオモ）やとゝんして異母やの語なし
一本にハあるよし

こし附と云語をれバ夕暮れおもひけにみたく
みたわらるゝ日

悪茶上利貞れ下

相ハ四文の句にかくせりとよひおもふ人のこし附
云つくをれバ俳にのそんして其人ハ来ざるよしも
夕暮のとおもふハ悪びまゝバ夕暮待てゐる相な
れバ也つゝ其ゆふぐれにこし附の俳もて夕暮と
待てしまゝにこゆる俳とをおもひ合をていふ
此事をこしむつしたれどかくし相にハ是ばか
事れ事ハあるべし

おきれ井　みやこじ陽

此うたおまの井ハかくれて頼象ハかくれたりとも
なし思ふに此集もとハおまの井とあるてこゝやと
象ハなりけをいせ相語に此事をとりて沖の井
頼じまと云語にて酒のうせてとあるをとんて彼相
ぐりハ是より古き物とおもひあやまれる人
まゝに此うたらして頼象をも出入るものゝ
をれゝこ陽ち

おまのねてまをやくよりもかなしまハみやこ
老陽べのわかれなりけり

かくこと清彩ノ下

相ハ初の句にかくせりおきハ炭火のおこりゝるをつゞ
めておまといへり此て力におき火の居て続より
も思ふ子の家ハかなしきとし頼象ハ此をこゝ新

廿　廿七

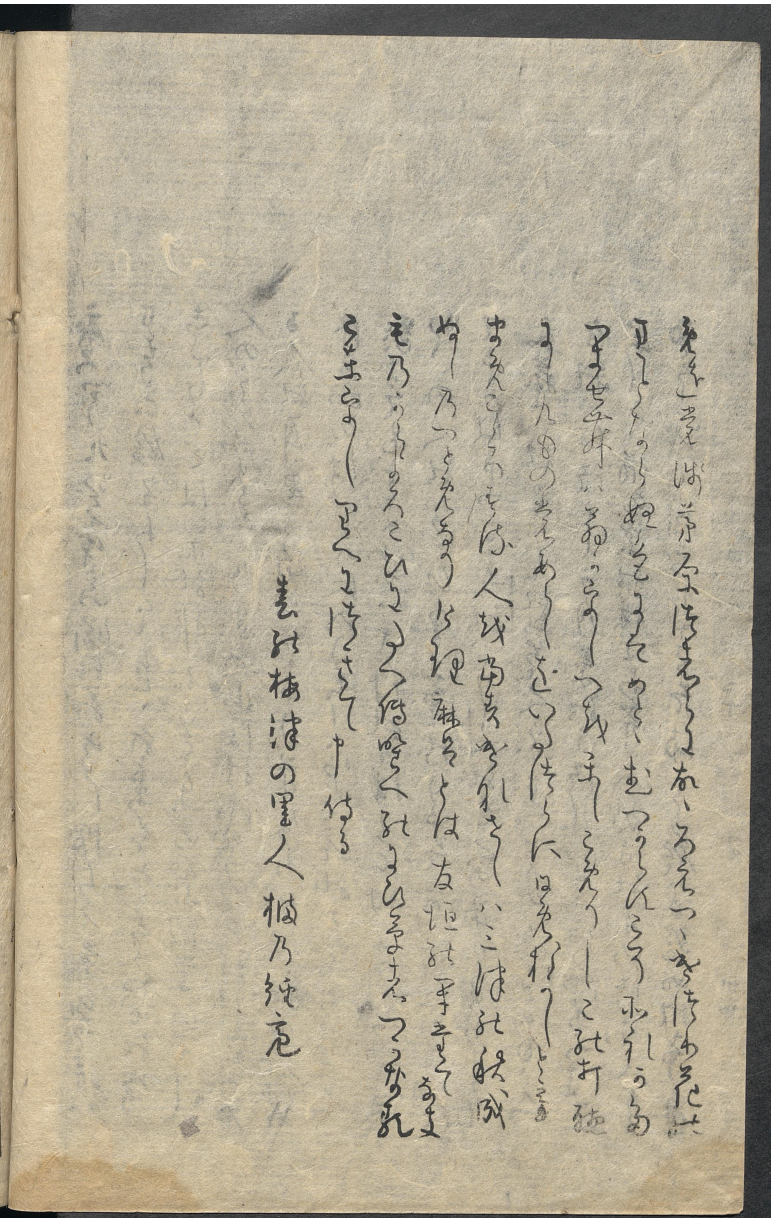

[illegible]

書肆

江戸日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
尾州名古屋本町　永樂屋東四郎
大阪心齋橋筋北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　筋本町　河内屋藤兵衛
同　筋唐物町　河内屋吉兵衛
羽州山形十日町　高田金兵衛
同　所　同　為次郎
京都麩屋町通姉小路上ル　俵屋清兵衛